

国民経済計算部会の審議状況について（報告）

(案)

諮問第 16 号に対する中間とりまとめ（平成 17 年基準改定に関する課題）

本資料は、諮問事項のうち平成 17 年基準改定に関する課題について、これまでの審議状況について中間とりまとめとして整理したもの（諮問時に求められたことに対応するもの）

1 審議状況

これまで、国民経済計算部会、財政・金融専門委員会、ストック専門委員会を開催しており、内閣府から検討状況の報告を受け審議を行っている。

（検討状況は別添のとおり）

平成 17 年基準改定に関する課題について、このような状況を踏まえた、現段階における審議状況は以下のとおり。

(1) 固定資本減耗の時価評価や恒久棚卸法（P I M）による推計の導入等ストック統計等の整備

自社開発ソフトウェアの資本形成については、内閣府から、コスト積み上げで評価し、自社開発に取り組む労働者の人件費による推計方法が説明され、おおむね妥当と考えている。また、育成資産の仕掛品在庫については、内閣府から、品目別に当該期の生産について、育成資産の成長率や廃棄率を勘案して、当該期以後の出荷から推計する方法が説明され、おおむね妥当と考えている。

来年初までに、これらの推計結果についても報告を受け最終的な意見を取りまとめる予定である。

また、P I Mの導入や固定資本ストックマトリックス、固定資本マトリックスの整備、固定資本減耗の時価評価については、来年度早期までに審議する予定である。

これらの課題は審議内容も多いため、早期に、内閣府からのさらなる検討状況の報告を求め審議する必要がある。

(2) F I S I Mの導入

本年 10 月以降来年度前半までに、現状の参考試算値の評価とともに、参照利子率、対象範囲や、中間消費の配分、実質化の方法、四半期推計等の論点について、内閣府からの検討状況の報告を求め段階的に審議する予定である。

(3) 公的部門分類の見直し、財政統計整備

公的部門分類の分類基準については、内閣府提案は国際基準に沿ったものとなり、おおむね妥当と考えているが、分類の安定性・連続性への留意や、金融の「売上」基準の再整理等が必要と考えており、内閣府からのさらなる検討結果の報告を受け最終的な意見を取りまとめる予定である。

また、来年度に、財政統計整備やC O F O Gについて報告を受ける予定である。

2 当面の進め方

統計委員会の現委員の任期は本年 9 月までであり、10 月以降は新たな体制で審議することとなるが、上記の状況を踏まえ、国民経済計算部会において、9 月までに以下のとおり専門委員会を開催し、その調査審議の結果については、その後開催される国民経済計算部会において報告するものとする。

財政・金融専門委員会 ・ ・ 公的部門分類の見直しについて

ストック専門委員会 ・ ・ 新たな資本統計整備、インハウスソフトウェアの計上、育成資産の仕掛品在庫の推計方法の見直し等について

諮問事項の検討状況について

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1 08SNAの導入

課題の内容、検討状況

AEG（Advisory Expert Group）の論文や、44の課題ごとに整理した「全統合推奨案」について、暫定訳を作成済みである。

これまでのストック専門委員会において、非金融資産の一部の課題（20「土地改良」（「土地」を「自然の土地」と「土地改良」とに分けて整理すべき等））の検討状況を報告した。

「20「土地改良」」に関しては、土地を生産資産として扱うこと等から対応すべきでないとする意見や、「土地改良」は基準年を決めてそれ以後の分を計上する整理が現実的との意見等があった。

これらの意見を踏まえ引き続き他の課題も含め検討を進めているところ。

（基本計画における該当記述）

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策 「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分			
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。	内閣府	次々回基準改定を待たずとも、可能なものから年次改定において対応する。

今後の見通し

平成21年2月の第40回国連統計委員会で2008SNAが採択され、「Pre-edit White-cover Versions」が公表されている。有識者にも協力していただき平成22年度までにかけて翻訳作業（ただし、製本は未定）を実施予定。

上記の作業と並行して、内閣府の考え方や審議すべき課題を検討・整理し、非金融資産に係るものから段階的に平成22年度中の審議・答申に間に合うように国民経済計算部会に報告する。

なお、内閣府の検討においては、各課題ごとに、推奨されている内容の概要、93SNAでの扱いの概要、現状の推計方法の概要、導入に当たる課題の概要、検討の概要（各部局説明資料）、導入の可否・導入時期等を整理する。

産業連関表にも関係する事項については、その検討と連携しつつ、その他の課題を含め次々回の基準改定での導入を図ることを検討する。

2 固定資本減耗の時価評価や恒久棚卸法(PIM)による推計の導入等ストック統計等の整備

課題の内容・目標

(基本計画における該当記述)

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）につき、改訂される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表（基本表）についても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、産業連関表（基本表）作成府省庁	国民経済計算は平成17年基準改定時、産業連関表（基本表）は次回作成時の実施を目指す。
	自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (6) スtock 統計の整備	恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー量（投資）と整合的なStock量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成17年基準改定時の導入を目指す。

検討状況

上記諸課題については、外部に調査研究（「SNA 生産勘定の抜本的改善及び長期時系列データ開発に関する調査研究」、「新たな資本統計の開発・整備に関する調査研究」）を委託し、有識者の知見も得つつ、検討を進めているところ。

自社開発ソフトウェアの資本形成、育成資産の仕掛品在庫については、その推計方法について、ストック専門委員会に説明し、おおむね妥当とされた。

< 推計方法等の概略 >

自社開発ソフトウェア

「自社開発ソフトウェア」はコスト積み上げで評価して、自社開発に取り組む労働者の人件費により推計。より具体的には、

- ・ 国勢調査や労働力調査により、システムエンジニア、プログラマー等のソフトウェア専門労働者の人数を推計
- ・ 上記の調査研究における調査により当該労働者の労働時間を推計
- ・ 賃金構造基本調査や産業連関表等により、ソフトウェア専門労働者の賃金と労働コスト（社会保険料等）を推計
- ・ 産業連関表等により、非労働コストを推計

(なお、減耗や実質化については、受注型のソフトウェア等を参考とする方向)

育成資産

- ・現状の在庫変動は、育成資産の当該期の出荷に比例的であるとして推計していることから、常にプラスになっており、育成資産は過大推計の可能性がある。
- ・新たな推計方法では、種苗、花き・花木類等の品目別に、R I M (Realized Inventory Method) による推計を行う。R I Mとは、当該期の生産について、育成資産の成長率や廃棄率を勘案して、当該期以後の出荷から推計する方法である。

P I Mの導入や固定資本ストックマトリックス、固定資本マトリックスの整備、固定資本減耗の時価評価については、「新たな資本統計の開発・整備に関する調査研究」における作業の目的・方針（コモ推計と資本推計を統合した形での推計フレームワーク構築等）を報告している。

今後の見通し

自社開発ソフトウェアの資本形成の計上、育成資産の仕掛品在庫の計上については、来年初までに推計し、国民経済計算部会に報告した上で、コモ推計等に反映。

P I Mの導入や固定資本ストックマトリックス、固定資本マトリックスの整備、固定資本減耗の時価評価については、引き続き「新たな資本統計の開発・整備に関する調査研究」において検討し、「SNA 生産勘定の抜本的改善及び長期時系列データ開発に関する調査研究」の成果から前提となるフローの長期時系列のデータを入手し、試算を行い、来年度早期までに国民経済計算部会に報告した上で、推計作業に反映。

3 公的部門分類の見直し、財政統計整備

課題の内容・目標

(基本計画における該当記述)

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策
「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93 SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	国民経済計算は平成17年基準改定時、産業連関表(基本表)は次回作成時に実施する。
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (5) 財政統計の整備	政府財政統計について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、主要項目について推計及び公表するように取り組む。 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG(政府支出の機能別分類)の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府 内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。 平成17年基準改定時を目途に実施する。

検討状況

7月31日(金)に、財政・金融専門委員会が開催され、公的部門分類の見直しについて、内閣府から見直しの方向性を報告した。

主な意見としては、今回の提示案は国際基準に準拠したものであり評価できるとする意見があった。一方、分類の安定性・連続性にも留意すべきとの意見、金融の「売上」基準をもう少し整理すべきとの意見、社会保障基金についてはOECD等における基準を参考にすべきとの意見があった。

<見直しの方向性>

- ・公的部門、民間部門の区分：政府による「所有」と「支配」

国際基準により忠実に、所有による支配又はその他の根拠による支配のいずれかが認められれば公的部門に分類(支配の有無の判断指標は2008 SNAで示された指標をベース)

- ・一般政府・非営利部門、法人企業部門の区分：市場性の有無

08 SNAや各国の取り扱いを勘案し、経済的に意味のある価格か否かの判断の際には、原則、売上高が生産費用の50%を上回っているか否かを基準とする。

- ・ 社会保障基金の定義

「給付と負担がリンクしない」ことは社会保障基金の必要条件から外し、政府による賦課・支配、社会の大きな部分をカバー、強制的加入・負担、の全てに該当する社会保険制度を社会保障基金とする。

- ・ (公的) 金融機関の定義

国際基準との整合性を向上させるため、法人企業部門に分類された機関のうち、売上高の 50%以上が、金融仲介活動又は補助的金融活動によるものである機関を金融機関に分類

今後の見通し

公的部門分類については、次回の財政・金融専門委員会で、上記の意見を踏まえたさらなる検討案を報告し、その後の国民経済計算部会に報告して、コモ推計等に反映する。

なお、このような国民経済計算における対応については、産業連関表の検討の場にも説明する予定。

また、G F S (政府財政統計: Government Finance Statistics) や C O F O G (政府支出の機能別分類: Classification Of Functions Of Government) については、来年度、内閣府の検討結果を国民経済計算部会に報告する予定。

4 F I S I Mの導入

課題の内容・目標

F I S I Mについては、すでに参考試算値を公表しているが、参照利子率や範囲等について整理するとともに、既存の公表にはない、中間消費の配分や四半期別推計のほか、実質化の方法（現状はG D Pデフレーターによる。）も検討する必要。さらに表章上での検討も必要。

（基本計画における該当記述）

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策 「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分			
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明が求められる。	内閣府	平成17年基準改定時に移行する。

検討状況

日本銀行にも協力いただき、意見交換の場を設置し、諸課題について検討を開始した。

今後の見通し

課題を整理した上で、まず、参照利子率やF I S I Mの対象商品・機関の範囲等の課題について考え方を整理する。

10月以降来年度前半までに、国民経済計算部会に、課題ごとに段階的に内閣府の検討状況を報告する。その上で、コモ推計や付加価値推計等に反映。

5 「経済センサス-活動調査」に係る年次推計等の抜本的な見直し

課題の内容・目標

平成 23 年度に実施する「経済センサス-活動調査」等については、国民経済計算の精度維持を図るとの要請から、関係府省間で当初に合意した計画を変更し、

- ・ 平成 22 年「工業統計調査」を平成 22 年末に実施（従業者数 4 人以上を調査）
- ・ 製造業を含む「経済センサス 活動調査」を平成 24 年 2 月に実施
- ・ 平成 24 年「工業統計調査」を平成 24 年末に実施

とされ、従来の「工業統計調査」結果（速報）に相当する製造業に係る「経済センサス 活動調査」の結果は、国民経済計算の年次推計（確報）に間に合う時期までに提供することとなった。

これに伴う国民経済計算の課題は次のとおりである。

- ・ 「経済センサス-活動調査」のデータの利用方法（平成 24 年末公表予定の平成 23 年確報、平成 25 年末公表予定の平成 23 年確々報）
- ・ 「経済センサス-活動調査」の対象年が平成 23 年になることによる産業連関表の対象年の変更に伴う基準改定のベンチマーク年の平成 23 年への変更

平成 28 年を目途とする「経済センサス-活動調査」については、「経済センサス」の所期の目的を達成し得るより充実した統計調査とするため、調査状況が最も良い時期に調査を実施することが目指されており、関係府省は同統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組むこととなった。

これに伴う国民経済計算の課題は次のとおりである。

- ・ 体系に適合した国民経済計算の年次推計方法の確立（平成 24 年の「経済センサス-活動調査」の結果利用の検討も踏まえる。平成 28 年末の平成 27 年確報推計時まで、「工業統計調査」結果（速報）を利用しない推計方法（以下、「代替推計」という。）を確立することを含む。）

（基本計画における該当記述）

本文 P 9

第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

(3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性

平成 21 年度に実施する経済センサス 基礎調査については、既に実施内容は確定している。一方、平成 23 年度に実施する経済センサス 活動調査については、国民経済計算の精度維持を図るとの要請から、関係府省間で当初に合意した計画を変更せざるを得なかったことに伴い、調査を実施するための条件が相当程度悪化することとなるため、改めて企業会計事項などの調査事項の簡素化等を含めた調査の在り方について再検討を行う必要がある。

したがって、政府は、経済構造統計を作成する意義、必要性及びその重要性にかんがみ、地方公共団体との連携を密にし、主要な関連統計調査との整合を図った上で、平成 23 年度に、可能な限り充実した調査を実施するとともに、国民経済計算の推計等に調査結果を最大限に活用する。

また、平成 28 年を目途とする経済センサス 活動調査については、経済センサスの所期の目的を達成し得るより充実した統計調査とするため、調査条件が最も良い時期に調査を実施することを目指す。

関係府省は、特に以下の点について、今次基本計画期間中に一定の結論を得るよう取組を進める。

経済構造統計の作成により達成すべき目標及び目標時期

経済構造統計と密接に関係する主要な産業関連統計との関係及び調査事項の在り方

国民経済計算、産業連関表（基本表）等の加工統計と経済構造統計及び他の産業関連統計との関係の在り方

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性	平成28年に予定されている「経済センサス-活動調査」の実施までに、関係府省は、「経済構造統計」を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種基礎統計と「国民経済計算」の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から検討する。

検討状況

本年4月から有識者にも参加いただく研究会を開催し検討している。

「代替推計」の方向性を整理している。

<代替推計のイメージ>

	現行の確報	「代替推計」
(1)推計の流れ	・出荷額からのコモディティ・フロー法（在庫は別立て推計） ・産出額（出荷＋在庫）投入額からの付加価値法	・産出額からのコモディティ・フロー法（品目別在庫額を推計・控除し、出荷額を推計） ・産出額（出荷＋在庫）投入額からの付加価値法
(2)推計項目		
a 出荷額	・工業統計速報による産業別出荷額 ・前年工業統計の産業別・品目別出荷額	・産出額と在庫額から推計
b 産出額	・出荷額と在庫額から推計	・生産動態統計の品目別生産額、生産量×価格指数等
c 需要構造	・出荷額からの需要構造は、輸出入を除き固定	・産業別の中間投入額を利用したコモディティ・フロー法の中間消費額の補正等も考慮
d 在庫（純増）額	・工業統計の産業別原材料在庫、仕掛品在庫、製品在庫等を利用して出荷額・産出額に対する在庫変動率を推計	・I I P在庫指数、法人企業統計調査の産業別棚卸資産などのストック値を利用し純増（量）を推計
e 中間投入額	・工業統計の産業別原材料使用額等	・法人企業統計調査等の産業別経費データによる中間投入の推移から推計

（注） 「代替推計」のコモディティ・フロー法は、コモ8桁ベース（2000品目）の単位で推計する。

（産出額推計に当たっては、製造業は概ねより詳細なI O 1 0桁（3000品目）ベースで行うが、コモ法に
入力する段階は8桁に統合する。）

なお、すでに、平成12年I O 1 0桁（経済産業省担当品目）～コモ8桁（平成12年基準）の対応状況は概ね整理済み。

主な論点を整理

<代替推計における産出額・出荷額・在庫額推計>

- ・ 経済産業省生産動態統計の品目とコモ法品目分類の対応づけ（産業連関表の品目分類を仲介とする手法。SNAの基準改定や、一次統計の品目の変更も勘案の必要）
- ・ 経済産業省生産動態統計において生産量のみ品目における生産額推計（単価の推計をどうするか）
- ・ 経済産業省生産動態統計においてカバーされていない品目の推計（食品加工の一部等）
- ・ 昨年報告した試算結果でみられた、経済産業省生産動態統計による出荷額推計の精度劣化の対策（品目ごとに推計方法の修正を行う。）
- ・ 製品在庫増減推計におけるIIP製品在庫率の活用
- ・ 生産動態統計と工業統計の項目の違いへの対応
産出額ベースと出荷額ベースの違いに加え、自家消費の扱いに留意する必要（産出額に入るが、出荷額には入らない）があり、また、受入又は転売の扱いについても留意する必要（産出額には入らないが、出荷額には入る可能性）
- ・ 半製品・仕掛品在庫推計の見直し
基本的には、法人企業統計の企業産業別のデータから品目別の推計（産業別×品目別の産出額ウェイトにより産出される品目に案分）を行う。
- ・ 原材料在庫推計の見直し
基本的には、法人企業統計の企業産業別のデータから品目別の推計（産業別×品目別の投入額ウェイトにより中間投入される品目に案分）を行う。

<代替推計における付加価値推計>

- ・ 経済活動（産業）別の中間投入率推計
投入構造に価格変化のみを加味したモデルや、法人企業統計の企業産業別の売上原価等の推移を用いて中間投入を推計（延長表にも留意）
- ・ 法人企業統計（企業産業）とSNA経済活動（事業所産業）の乖離状況
- ・ 最終需要と付加価値のバランス方法（SUT方式の検討を含む。）

<平成24年の経済センサス結果の利用方法>

- ・ 経済センサス結果を、「代替推計」結果の時系列推移にも留意しつつ利用

まず、「代替推計」において、作業量が多いと見込まれる品目別の産出額推計と在庫推計を整理中。

今後の見通し

「代替推計」については、品目ごとの推計方法等を整理し、本年10月以降、国民経済計算部会に報告する。また、本年秋目途に試算を行うためのシステム開発を行い、平成17年基準改定における品目分類等も留意しつつ来年3月に第1回目の試算値を推計する予定。この試算結果も国民経済計算部会に報告する。

上記の検討のほか、さらに、不足している情報への対応方法等についても、方向性を整理した上で、来年春に、国民経済計算部会に報告する。

統計委員会 第5回国民経済計算部会 議事要旨

1. 日時 平成21年8月5日(水) 16:00~17:40

2. 場所 第4合同庁舎11階 共用第1特別会議室

3. 出席者

(委員)

吉川部会長、大守委員、出口委員、野村委員、門間委員、栗林臨時委員、高木臨時委員、中村臨時委員、藤井臨時委員、岩本専門委員、作間専門委員

(審議協力者)

チャールズ・ホリオカ大阪大学教授、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

(内閣府、総務省政策統括官(統計基準担当))

乾統計委員会担当室長

岩田経済社会総合研究所長、中藤次長、私市総括政策研究官、豊田国民経済計算部長、長谷川企画調査課長、二村国民支出課長、阿部国民生産課長、百瀬国民資産課長、中原分配所得課長、松谷価格分析課長、大橋地域・特定勘定課長、植松企画調査課課長補佐、會田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官

4. 議事

(1) 国民経済計算に関する諮問事項について

(2) その他

5. 議事要旨

(1) 国民経済計算に関する諮問について

内閣府から、4月に統計委員会に諮問された内容や位置づけ等について、諮問時資料等に基づく説明があった。

(2) 個別の諮問事項の審議：08SNAの導入及びストック統計整備について

高木ストック専門委員会委員長及び内閣府から、ストック専門委員会の審議状況の報告があった。また、内閣府から、資料に基づき検討状況の説明があった。主な意見は以下のとおり。

08SNAの「20土地改良」については、「土地改良」を資本化することになるため、土地の価格の上下により、フローに影響が出るため反対である。

フロー統計については、市場価格または市場価格を合理的に推計した数値を用いており、ストック統計についても、市場価格により決められるべきであり課題が多いのではないかと。

本件は土地を資本として0としており、土地改良を非生産資産として扱うことを議論しているものである。土木はすでに非生産資産として扱っており、それからみると大きな額にならないと思うので、導入するべき。

(3) 個別の諮問事項の審議：公的部門分類の見直し、財政統計整備について

藤井財政・金融専門委員長及び内閣府から、財政・金融専門委員会の審議状況の報告があった。また、内閣府から、資料に基づき検討状況の説明があった。主な意見は以下のとおり。

一般政府=非市場生産者とのみなしが崩れることになると思うが、具体的に非サービス業で公的企業から一般政府になるものを精査するべきではないかと。

特別会計の勘定等の分離基準や、市場財と非市場財の双方を生産する機関をどちらに格付けするのか課題である。

金融機関の売上について、どのように整理するかも課題である。
過去に格付けされたものをいつ手直しするか問題である。
基準改定時において、過去にさかのぼって見直す予定である。

これらも踏まえて、内閣府で精査し、財政・金融専門委員会でさらに審議することとされた。

(4) 個別の諮問事項の審議：F I S I Mの導入について

内閣府から、資料に基づき検討状況の説明があった。これに対して、

現在公表している「参考試算値」の評価を実施すべきではないか。個人的には、名目F I S I Mは、金融機関があまり活動していないときは計数が上昇する傾向があり、実質F I S I Mもデフレータの動きが変だという評価であり、導入には慎重であるべき。

E Uにおける検討でも、単一の参照利子率では難しいのではないかという状況であり、まだ議論の方向性が定まっていない。

国際比較性の点から導入すべきと思っており、E Uの事例も研究しているところ

国民経済計算部会で導入に慎重であるべきとの議論をしたことについて、統計委員会としての議論はどうだったか。

これらに対し、吉川部会長から、

導入に慎重であるべきとの意見は少数であると認識しているが、意見は統計委員会に伝える。

という発言があった。

(5) 個別の諮問事項の審議：「経済センサス-活動調査」に係る年次推計等の抜本的な見直しについて

内閣府から、資料に基づき検討状況の説明があった。これに対して、以下の意見があった。

法人企業統計調査や生産動態統計を用いた代替推計では、ノイズ処理が重要であり、かなり難しい問題なのではないか。

ご指摘の点は、内閣府でも大きな課題として認識している。

平成28年実施予定の経済センサス-活動調査についても、2月ごろから段階的に実施すればよいのではないか。

2月ごろの実施については、冬季の調査の難しさや、年度末までに期間が短く地方公共団体の人員や予算の問題、調査企業の決算時期の問題があり、困難というのが実情。

代替推計には大きな課題を抱えている。平成28年経済センサスについて大きな議論が予定されるのか。平成23年度の調査では、議論が乏しかったのではないかと思う。経済センサスと加工統計の接合への道筋を作るため、国民経済計算側からの意見を整理すべきである。

基本計画にもあるように、経済センサスを軸とした産業関連統計の体系的整備について、各府省で検討することとなっている。

(6) 諮問第16号に対する中間報告について

事務局（内閣府）から、8月24日開催予定の統計委員会において、諮問第16号に対する中間報告する予定であり、中間報告案（資料5）の説明があった。これに対して、

F I S I Mについては、「参考試算値」の評価を審議の中で行って欲しい

との意見があり、吉川部会長から、このような意見を整理し修正案を各委員に示した上で、統計委員会に報告したいとの発言があり、了承された。

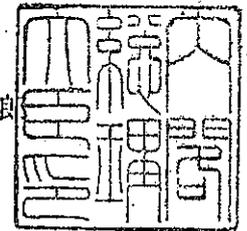
なお、本議事要旨は速記版のため、事後修正の可能性があります。



府経研第 366-2 号
平成 21 年 4 月 13 日

統計委員会委員長
竹 内 啓 殿

内 閣 総 理 大 臣
麻 生 太 郎



諮問第 16 号
国民経済計算の作成基準の変更について（諮問）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の趣旨等について

1 国民経済計算の作成基準について

国民経済計算は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）（以下「統計法」という。）第 2 条第 4 項の規定による基幹統計であり、国の基本的な政策の立案及び決定並びに経済社会活動の国際比較の際に活用されるなど、極めて大きな社会的影響力を有している。

国民経済計算の作成に当たっては、中立性や客観性を確保するとともに、諸外国との比較可能性を確保することが極めて重要であることから、国際連合の勧告により国民経済計算の体系についての国際基準が設けられている。統計法第 6 条第 1 項の規定において、この国際基準に準拠しつつ、基本的な概念等を定める国民経済計算の作成基準（以下「作成基準」という。）を設定することが定められており、その設定又は変更の際には、同条第 2 項の規定に基づき統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

現行の作成基準は、統計委員会答申（本年 3 月 9 日付け府統委第 21 号「諮問第 9 号の答申 国民経済計算の作成基準について」以下「答申」という。）を踏まえて定められ、統計法第 6 条第 3 項の規定に基づき、本年 4 月 1 日付けで内閣府告示第 14 号により公示されている。

2 諮問の趣旨・意見を求める事項

答申において、内閣府は、以下の課題への対応を進める中で、作成基準等の見直しを行うことが必要であると指摘されていることを踏まえ、現行の作成基準の変更について、別添に掲げる事項に関して、統計委員会の意見を求めるものである。

国際連合の基準の改定（08SNA）等国际動向への対応

「公的統計の整備に関する基本的な計画」に盛り込まれる国民経済計算に関する課題への対応

平成 22 年秋以降に公表が予定される平成 17 年基準改定への対応

今般の作成基準に係る審議の過程で明らかとなった、基礎統計の利用や、国民経済計算と基礎統計との連携といった課題についての検討

3 スケジュール（予定）

平成 17 年基準改定への対応や、年次推計等の抜本的な見直しの対応等を円滑に行う観点から、平成 22 年度中目途に答申することを求める。

ただし、平成 17 年基準改定に関連し、特に早急な対応が必要となる一部の課題については、意見の大枠を整理した中間とりまとめを平成 21 年度前半目途に行うことを求める。

意見を求めらるる事項

課題	内容	作成基準中の関係事項
08 SNAの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・非金融資産の測定に関する課題 ・金融に関する課題 ・政府・公的部門に関する課題 ・海外に関する課題 等	7 雑則(2) 国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準との対応等
固定資本減耗の時価評価や恒久棚卸法(PIM)による推計の導入等ストック統計等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・PIMの導入、固定資本ストックマトリックスの整備、固定資本減耗の時価評価 ・自社開発ソフトウェアの資本形成の計上 ・育成資産の仕掛品在庫の計上 等	5 記録内容(1) 経常的取引に関する勘定、(2) 資産や負債の蓄積に関する勘定、(3) 貸借対照表に関する勘定 6 作成方法の原則等(2)等
FISIMの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・本系列への導入 ・四半期推計における導入の在り方 	5 記録内容(1) 経常的取引に関する勘定、(2) 資産や負債の蓄積に関する勘定等
公的部門分類の見直し、財政統計整備	<ul style="list-style-type: none"> ・08 SNAにおける判断基準に即した公的部門分類の見直し ・政府財政統計の充実 等	3 分類 5 記録内容(5) 補足的な表等
経済センサス - 活動調査に係る年次推計等の基本的な見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・経済センサス - 活動調査(平成28年実施予定)の体系に適合した年次推計方法の確立(基礎統計整備も勘案。SUTの検討やコモ法の見直しを含む。) ・経済センサス - 活動調査(平成24年実施予定)の結果利用、基準年等の見直し 等	6 作成方法の原則等(1) 7 雑則(4) 計数の改定等